

地方道の整備と管理について

平成27年1月29日(木)

目 次

1. 道路の分類

2. 道路整備の歴史と法

3. 地方道整備に関する支援制度

1. 道路の分類

様々な道路



東京港臨海道路



塩川広域農道



白山スーパー林道



宇部興産専用道路

写真 OAzipper

根拠法による道路の分類(太字は道路法による道路)

根拠法令	道路の種類※	所管省庁		道路交通法
道路法、高速自動車国道法	高速自動車国道	国土交通省	(旧建設省)	適用
道路法	一般国道			
	都道府県道			
	市町村道			
都市計画法	都市計画道路			
都市公園法	園路			
道路運送車両法	一般自動車道		(旧運輸省)	
	専用自動車道			
港湾法	臨港道路			
森林法、森林・林業基本法	林道	農林水産省		
土地改良法	農道			
漁港漁場整備法	漁港施設道路			
自然公園法	車道、自転車道、歩道	環境省		
鉱業法	鉱山道路	経済産業省		状況によって適用
特定の管理法なし	里道(赤道)	—		
	私道	—		

道路法による道路の分類

■道路の種類

第三条 道路の種類は、左に掲げるものとする。

- 一 高速自動車国道
- 二 一般国道
- 三 都道府県道
- 四 市町村道

■高速自動車国道

第三条の二 高速自動車国道については、この法律に定めるもののほか、別に法律で定める。

高速自動車国道法(昭和三十二年四月二十五日法律第七十九号)

(高速自動車国道の意義及び路線の指定)

第四条 高速自動車国道とは、自動車の高速交通の用に供する道路で、全国的な自動車交通網の枢要部分を構成し、かつ、政治・経済・文化上特に重要な地域を連絡するものその他国の利害に特に重大な関係を有するもので、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 国土開発幹線自動車道の予定路線のうちから政令でその路線を指定したもの
- 二 前条第三項の規定により告示された予定路線のうちから政令でその路線を指定したもの

道路法による道路の分類

■一般国道

- 第五条** 第三条第二号の一般国道(以下「国道」という。)とは、高速自動車国道と併せて全国的な幹線道路網を構成し、かつ、次の各号のいずれかに該当する道路で、政令でその路線を指定したものをいう。
- 一 国土を縦断し、横断し、又は循環して、都道府県庁所在地(北海道の支庁所在地を含む。)その他政治上、経済上又は文化上特に重要な都市(以下「重要都市」という。)を連絡する道路
 - 二 重要都市又は人口十万以上の市と高速自動車国道又は前号に規定する国道とを連絡する道路
 - 三 二以上の市を連絡して高速自動車国道又は第一号に規定する国道に達する道路
 - 四 港湾法 第二条第二項 に規定する国際戦略港湾若しくは国際拠点港湾若しくは同法 附則 第二項 に規定する港湾、重要な飛行場又は国際観光上重要な地と高速自動車国道又は第一号に規定する国道とを連絡する道路
 - 五 国土の総合的な開発又は利用上特別の建設又は整備を必要とする都市と高速自動車国道又は第一号に規定する国道とを連絡する道路

道路法による道路の分類

■都道府県道

- 第七条** 第三条第三号の都道府県道とは、地方的な幹線道路網を構成し、かつ、次の各号のいずれかに該当する道路で、都道府県知事が当該都道府県の区域内に存する部分につき、その路線を認定したものをいう。
- 一 市又は人口五千以上の町（以下これらを「主要地」という。）とこれらと密接な関係にある主要地、港湾法第二条第二項 に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾若しくは地方港湾、漁港漁場整備法 第五条 に規定する第二種漁港若しくは第三種漁港若しくは飛行場（以下これらを「主要港」という。）、鉄道若しくは軌道の主要な停車場若しくは停留場（以下これらを「主要停車場」という。）又は主要な観光地とを連絡する道路
 - 二 主要港とこれと密接な関係にある主要停車場又は主要な観光地とを連絡する道路
 - 三 主要停車場とこれと密接な関係にある主要な観光地とを連絡する道路
 - 四 二以上の市町村を經由する幹線で、これらの市町村とその沿線地方に密接な関係がある主要地、主要港又は主要停車場とを連絡する道路
 - 五 主要地、主要港、主要停車場又は主要な観光地とこれらと密接な関係にある高速自動車国道、国道又は前各号のいずれかに該当する都道府県道とを連絡する道路
 - 六 前各号に掲げるもののほか、地方開発のため特に必要な道路

■市町村道

- 第八条** 第三条第四号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

道路法以外の道路 ～赤道(あかみち)～

■里道(赤道)

認定外道路の一つ。旧道路法制下で市道や町村道に整理されずにそのまま残った道路の形をした国有地。

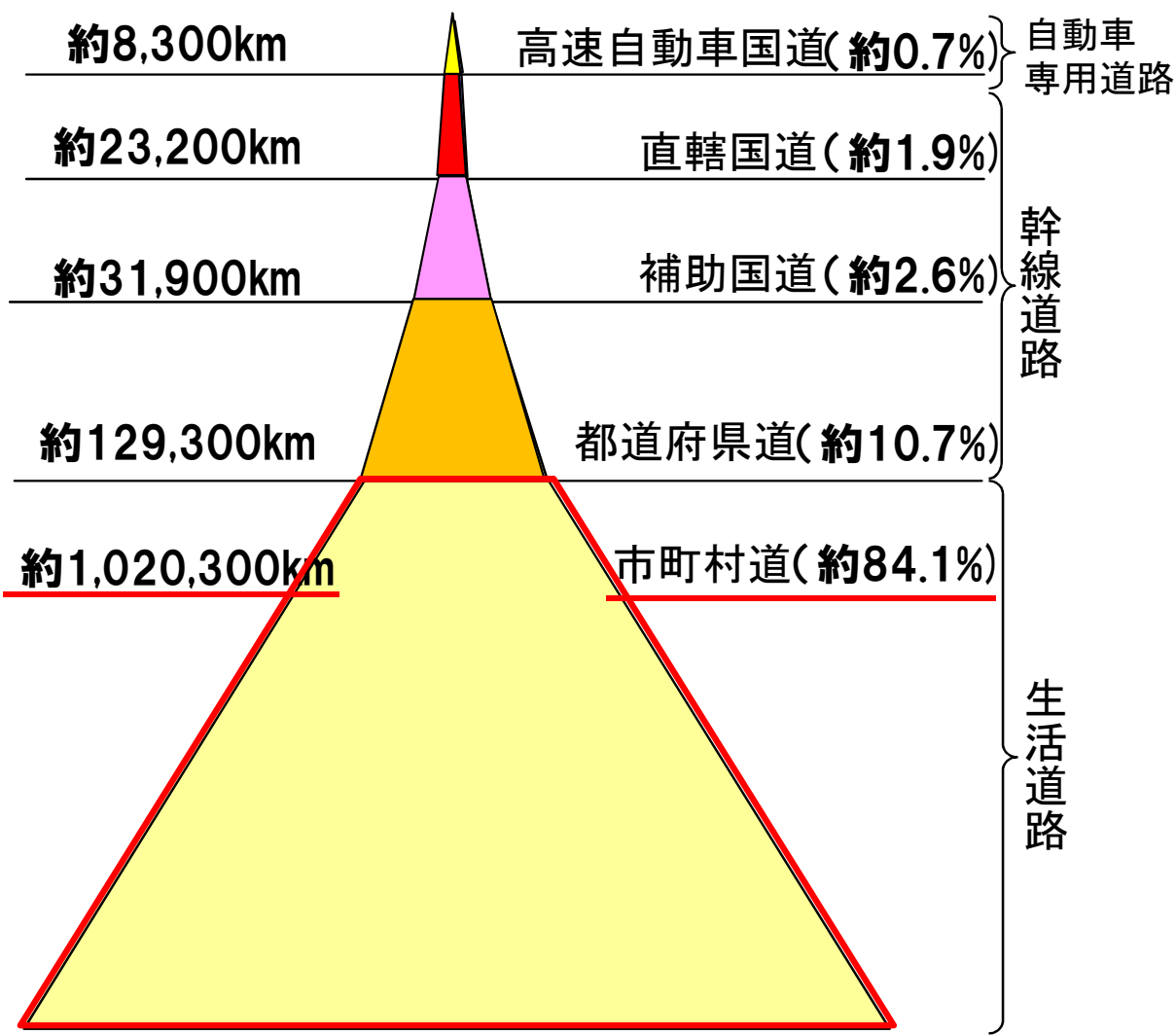
地方分権一括法による国有財産特別措置法の改正により、平成17年3月末までに無償で市町村に委譲された。

明治期に全国の土地の用途を調べるために作成した公図で、道路は赤色で着色することになっていたため、「あかみち」と呼ばれている。



管理者別の道路延長

【日本の道路種別と延長割合】



※道路局調べ (H25.4)

合計 約1,213,000km (100.0%)



長崎県 国道324号 アーケード国道



南極昭和基地 極道13号

(参考) 道路法以外の道路

農道整備延長 約17万キロ

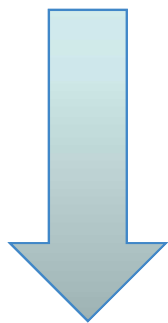
林道整備延長 約9万キロ

出典: 農道・林道整備状況調査

2. 道路整備の歴史と法

明治維新後の道路整備

- 輸送網整備は、第一義的には、殖産振興より富国強兵(国土防衛)のためのもの
- 内戦時(西南戦争)や外国からの侵略時の兵員・物資輸送の必要
- 国情等により、陸路は鉄道優先に



陸軍大学教師 プロイセン参謀本部・メッケル少佐
「練熟の軍隊凡四万人を以てすれば日本全国を略し得るならん」
として道路網、鉄道網の整備を進言。参謀本部も道路網整備を提言するが、却下。

山形有朋
「当時隣邦中我に対して一軍団の兵員を輸送するに足る船舶を備えたるものは只一英国あるのみ。」
→外国侵略時、兵力の集中は鉄道と汽船で対応可能と結論

背景

馬車文化が未成熟で、道路網を整備しても、効率的な車両の製造能力・整備能力がなかった。
内務省土木政策「道路のごとき利益を後年に期する類と異にして目下禍害を防禦するの要務」
(原文はカタカナ表示)。

<「富国強兵」に向けた国土整備の優先順位>

1. 築港 …新潟、野蒜
2. 鉄道 …京都～敦賀、中山道(中央線)
→東海道に変更
3. 炭坑 …院内阿仁鉱山、幌内岩内鉱山

<明治時代の国道政策>

- | | |
|------------------|---|
| 1876年
(明治9年) | 太政官達第60号
道路は国道、県道、里道の3種。それぞれを一等、二等、三等に分別。 |
| 1885年
(明治18年) | 太政官布達第一号
国道の級別廃止。国道の幅員(路肩などを含めて、7間、12.7m以上)が決定され、国道44路線認定。 |
| 1911年
(明治44年) | 国道60路線に。 |

道路法等による道路の種類の変遷

	西暦	根拠法等	道路の種類									
明治6年	1873	大蔵省番外達※1		一等道路			二等道路			三等道路		
明治9年	1876	太政官達第60号※2		国道一等	国道二等	国道三等	県道一等	県道二等	県道三等	里道一等	里道二等	里道三等
明治18年	1885	太政官布告第1号※3		国道								
大正8年	1919	旧道路法		国道			府県道		郡道	市道	町村道	
大正11年	1922	同改正		国道			府県道			市道	町村道	
昭和27年	1952	道路法		一級国道	二級国道		都道府県道		市町村道			
昭和32年	1957	同改正	高速自動車国道	一級国道	二級国道		都道府県道		市町村道			
昭和39年	1964	同改正	高速自動車国道	一般国道			都道府県道		市町村道			

※1 大蔵省番外達「河港道路修築規則」
河川、港、道路について重要度に応じ一等から三等に分け、等級毎に修築費用の国と地方の分担割合を決めたもの

※2 太政官達第60号「道路ノ等級ヲ廃シ国道県道里道ヲ定ム」
9種類の道路の基準を定め、各府県に該当する路線を調査し、内務省に報告を求めるもの

※3 太政官布告第1号
国道の等級を廃止し、その後発出された内務省告示第6号「国道表」により、全国共通の1号から44号までの44路線が指定される。

「明治国道」と「大正国道」

太政官達第60号で示された国道の要件

- 一等 東京より各開港場に達するもの
- 二等 東京より伊勢宗廟(伊勢神宮)及び各府各鎮台に達するもの
- 三等 東京より各県庁に達するもの及び各府各鎮台を拘連(連絡)するもの

「府」というものは当時は東京、京都、大阪の3府

「鎮台」は陸軍の軍団のことで、東京、仙台、名古屋、大阪、広島、そして熊本の6鎮台が存在

明治18(1885)年「等級」廃止。国道1号から44号の44路線を制定。 →「明治国道」の制定

大正8年に道路法が制定されて新たに国道が再編されるまでに、「明治国道」は改正・追加されて最終的に61路線となる

旧道路法で示された国道の要件

- 東京市ヨリ神宮、府県庁所在地、師団軍司令部所在地、鎮守府所在地又ハ枢要ナ開港
ニ達スル路線
- 主トシテ軍事ノ目的ヲ有スル路線

東京市から各地方へ達する前者の路線については以下の38路線を、後者の軍事路線については26路線を制定。 →「大正国道」の制定

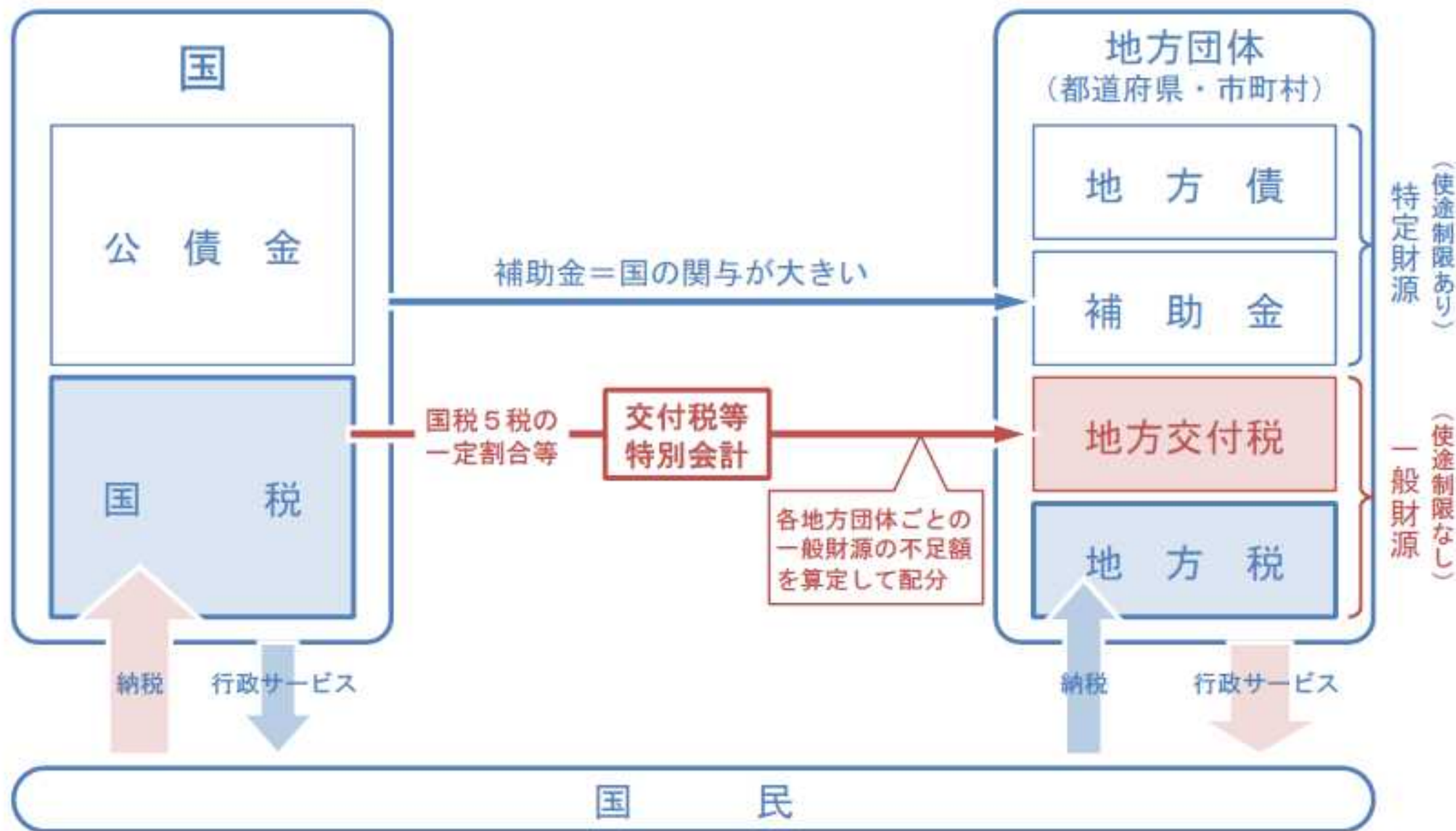
国道は計64路線となる。さらに太平洋戦争終結時までに最終的には計82路線となる

国道等の事務の役割分担の経緯

- ①旧道路法(昭和27年以前) 道路の整備・管理はすべて国の事務(原則として機関委任事務として執行)
- 明治憲法下で公布された旧道路法においては、道路は全部、国道、府県道、市町村道を問わず国の営造物、すなわち国の所有物であるとされ、国の出先機関である府県知事、市町村長が国道・府県道及び市道・町村道を管理するものとされていた。国道の新設・改築についても、原則として府県知事が行うこととし、特に主務大臣が必要と見なした場合には、これを直轄工事で行うこととされていた。
- ②新道路法(昭和27年制定時) 地方道を地方の事務に(国道の整備・管理は原則として機関委任事務のまま)
- 都道府県道は都道府県の、市町村道は市町村の営造物と整理され、その管理もそれぞれの団体事務とされた。国道については引き続き国の営造物とされ、その新設・改築、維持修繕等は知事(機関委任事務)が原則行うこととされた。また、一級・二級国道の2種類に分類し、それぞれについて、国が新設・改築を行う場合の要件が具体的に法定された。
- ③指定区間制度創設(昭和33年改正) 一級国道の新設と指定区間内の維持管理は国の事務に
- 一級国道の新設・改築を原則国が行うこととするとともに、指定区間制度を設けてその区間内の維持管理等については国が行うこととした。二級国道は特に変化なし。
- ④一級・二級国道の区別を廃止(昭和39年改正) 国道の新設等は国の事務に
- 国道は元来国の営造物であり国が一貫して整備すべきであることや地方の要望もあり、一級・二級の区分をなくし、二級国道であっても新設・改築についてはすべて国が行うこととした。
ただし、地方に多大なメリットがあること及び国の組織・人員には一定の限界があることに鑑み、知事が行う場合は国の認可をもって地方が分担できるようにするなど、国が全般的・最終的な責任を負いつつ、国と地方の適切な役割分担が行う方法が採られている。

3. 地方道整備に関する支援制度

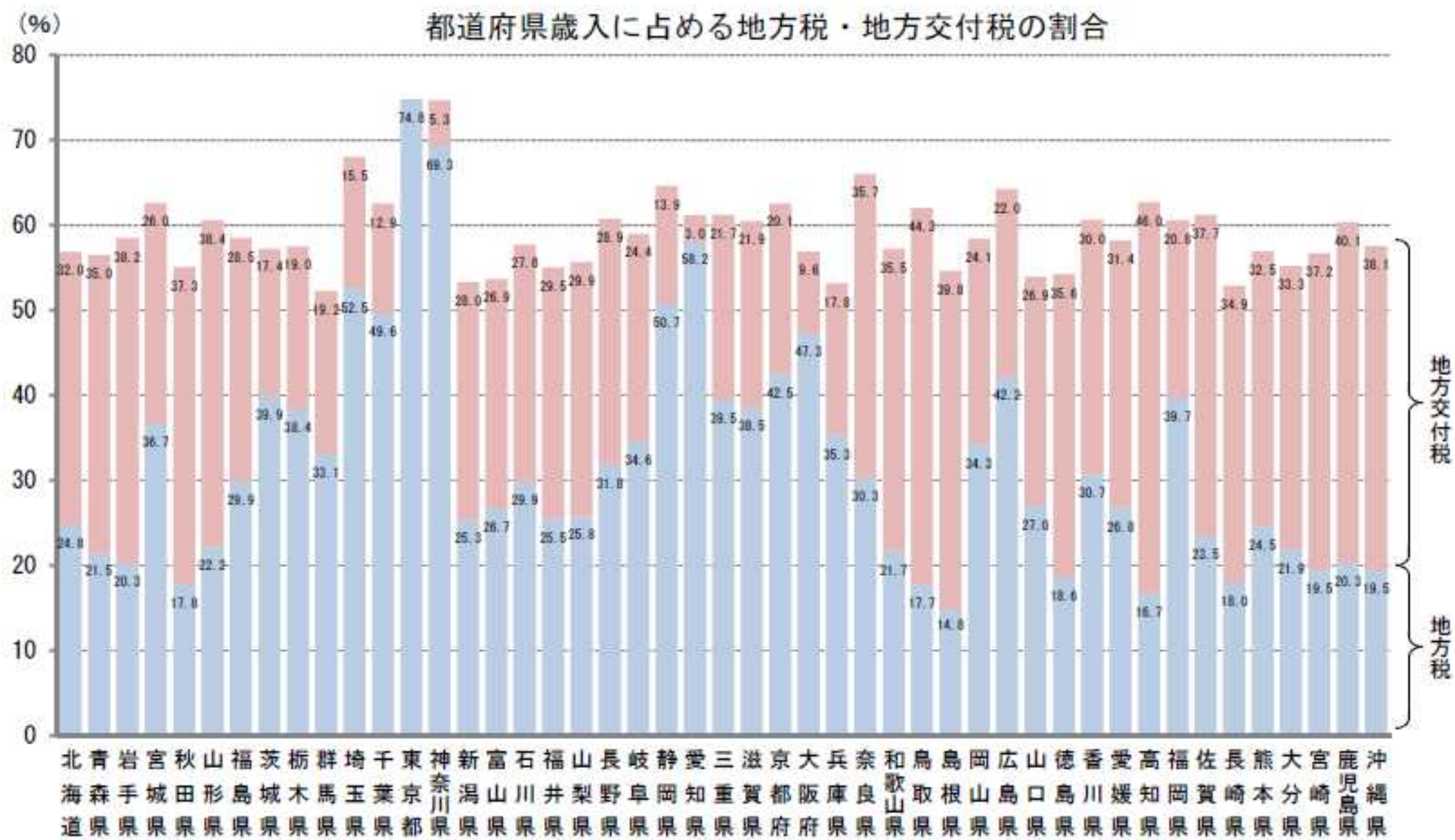
地方道の整備 財源



地方道の整備 国と地方の行政事務の分担等

		公 共 資 本	教 育	福 祉	そ の 他
国		○高速自動車道 ○国道（指定区間） ○一級河川	○大学 ○私学助成（大学）	○社会保険 ○医師等免許 ○医薬品許可免許	○防衛 ○外交 ○通貨
地方公共団体	都道府県	○ <u>国道（その他）</u> ○ <u>都道府県道</u> ○一級河川（指定区間） ○二級河川 ○港湾 ○公営住宅 ○市街化区域、調整区域決定	○高等学校・特殊教育学校 ○小・中学校教員の給与・人事 ○私学助成（幼～高） ○公立大学（特定の県）	○生活保護（町村の区域） ○児童福祉 ○保健所	○警察 ○職業訓練
	市町村	○都市計画等 （用途地域、都市施設） ○ <u>市町村道</u> ○準用河川 ○港湾 ○公営住宅 ○下水道	○小・中学校 ○幼稚園	○生活保護（市の区域） ○児童福祉 ○国民健康保険 ○介護保険 ○上水道 ○ごみ・し尿処理 ○保健所（特定の市）	○戸籍 ○住民基本台帳 ○消防

地方道の整備 地方税と地方交付税



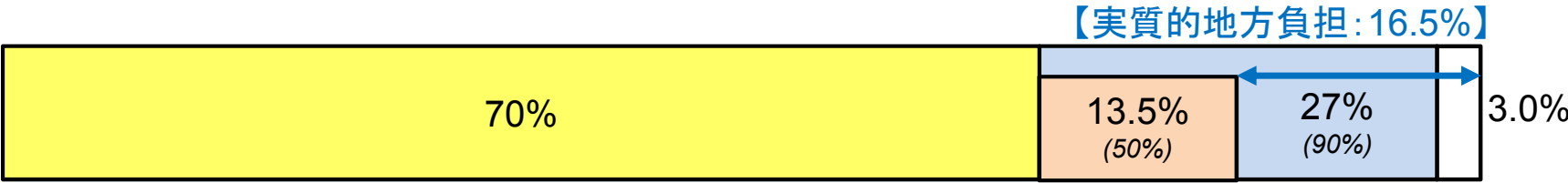
資料：H20年度決算統計 地方交付税は、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税

地方道の整備 地方財政措置(道路の場合)

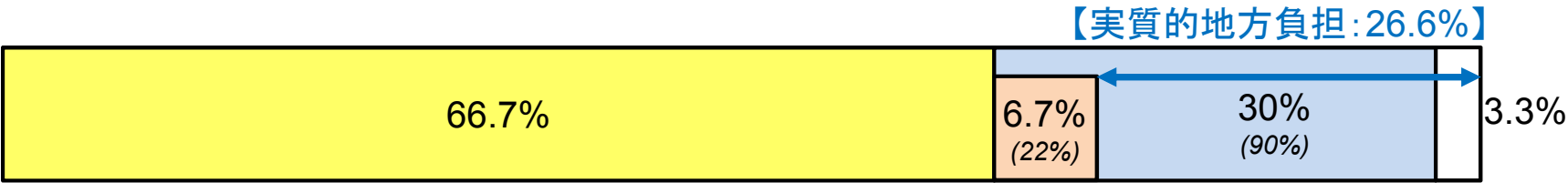
国費率… 起債充当率… 交付税措置率… 一般財源…
(地方負担分に対する割合) (起債に対する割合)

直轄事業

①高規格幹線道路
[A'、B路線](改築)
<財特法2令1 I>

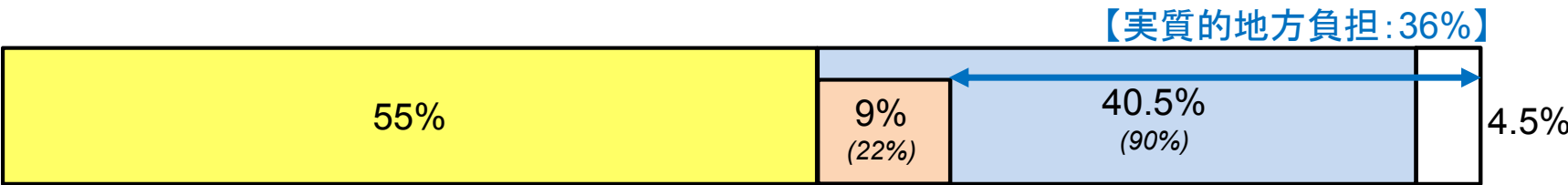


②直轄国道(改築)
<道路法50 I>

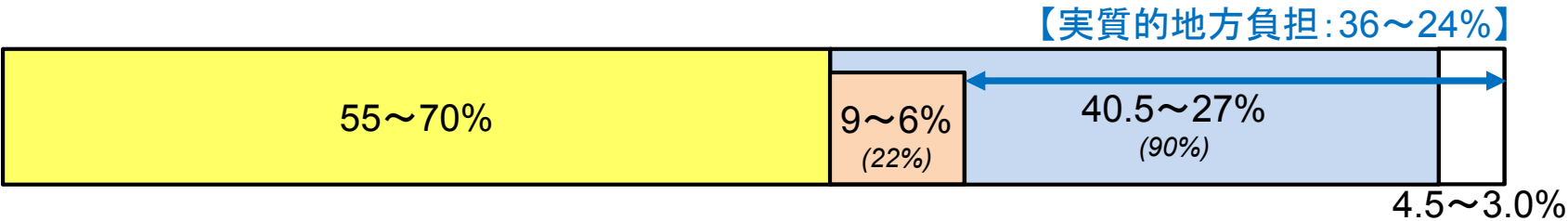


補助事業

③補助[補助国道(改築)
および基幹道]
<財特法2令1Ⅲ,2Ⅱ>

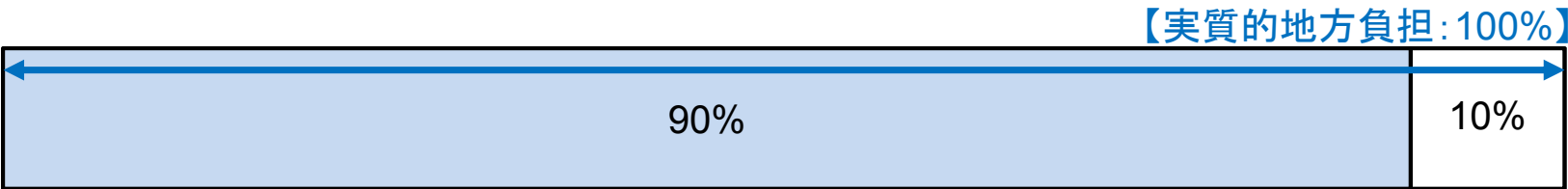


④交付金
<財特法2令1Ⅱ,2Ⅰ
修繕法1令1Ⅰ>



地方単独事業

① 地方道路等
整備事業債



地方財政措置(各市町村における特別地域)

凡 例

※ 辺地は除く。

過疎地域

過疎地域 + 原子力発電施設等立地地域

過疎地域 + 水源地域対策特別措置法 ※ 1

過疎地域 + 半島地域

過疎地域 + 半島地域 + 原子力発電施設等立地地域

過疎地域 + 半島地域 + 水源地域対策特別措置法 ※ 1

半島地域

半島地域 + 原子力発電施設等立地地域

離島振興対策実施地域

離島振興対策実施地域 + 原子力発電施設等立地地域

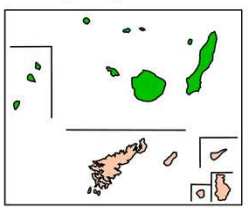
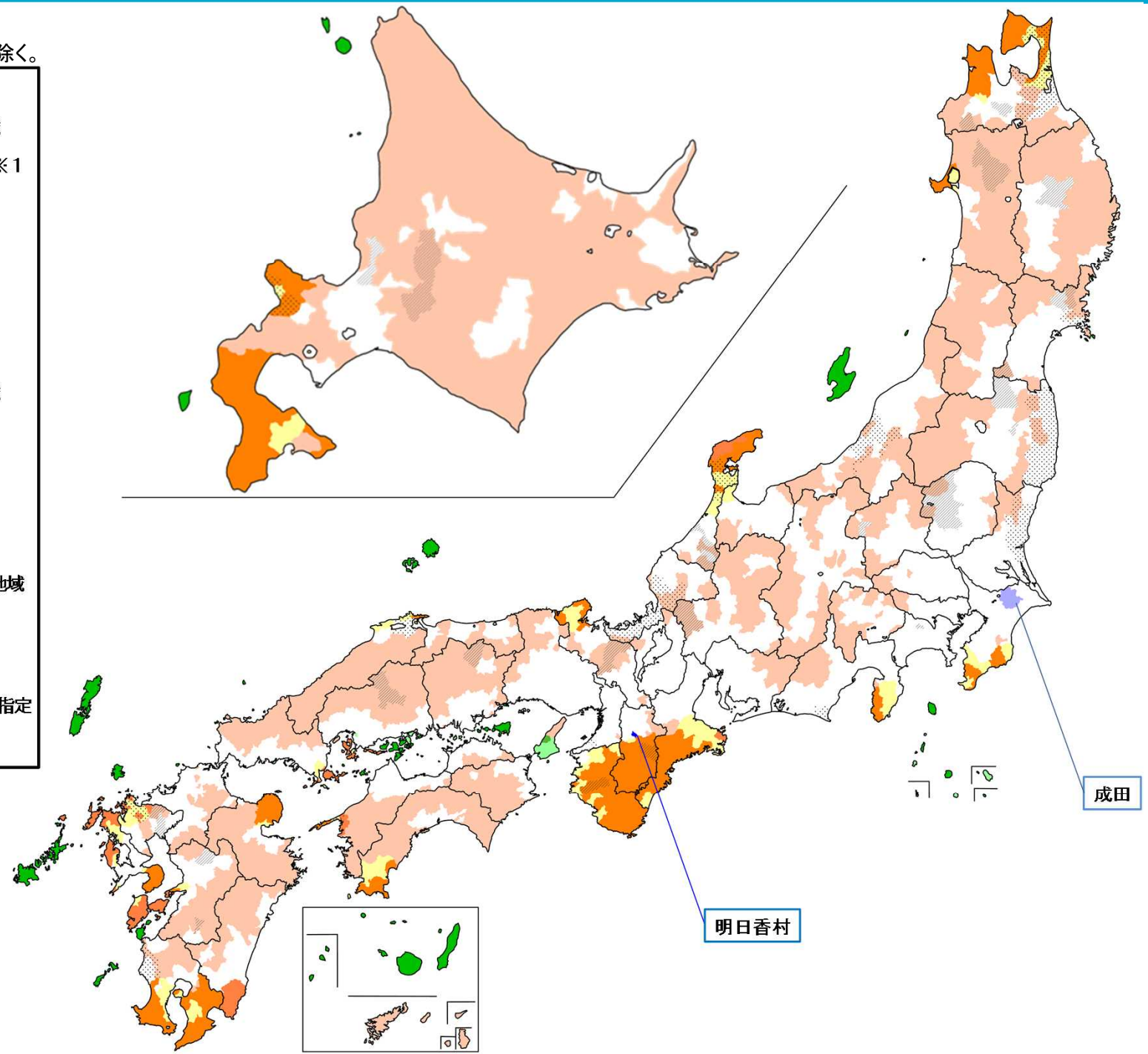
離島振興対策実施地域 + 過疎地域

離島振興対策実施地域 + 過疎地域 + 原子力発電施設等立地地域

原子力発電施設等立地地域

水源地域対策特別措置法 ※ 1

※ 1 水源地域対策特別措置法第九条第一項で指定されたダムのある地域



地方債措置(道路事業(改築)の場合) <特別地域>

補助事業

国費率... 

起債充当率... 
(地方負担分に対する割合)

交付税措置率... 
(起債に対する割合)

一般財源... 

①公共事業等債



②公共事業等債(離島の防災機能強化)



③辺地対策事業債

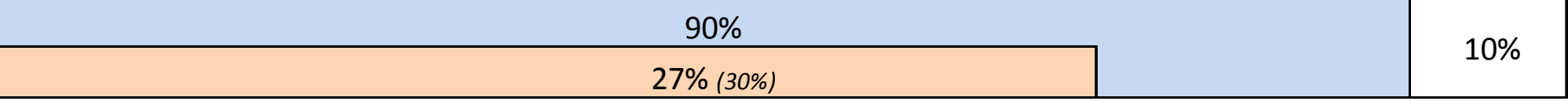


④過疎対策事業債



地方単独事業

①半島振興道路整備事業債



②過疎対策事業債



地方道整備事業

国庫補助事業

○通常補助事業

- ・特に規模が大きな事業であって国が個別に助成の有無を判断すべきもの
(地域高規格道路等)

○地方道路交付金事業

【社会資本整備総合交付金】

整備計画毎に配分額を国が決定。整備計画内での事業毎への配分は都道府県等が決定

【防災・安全交付金】

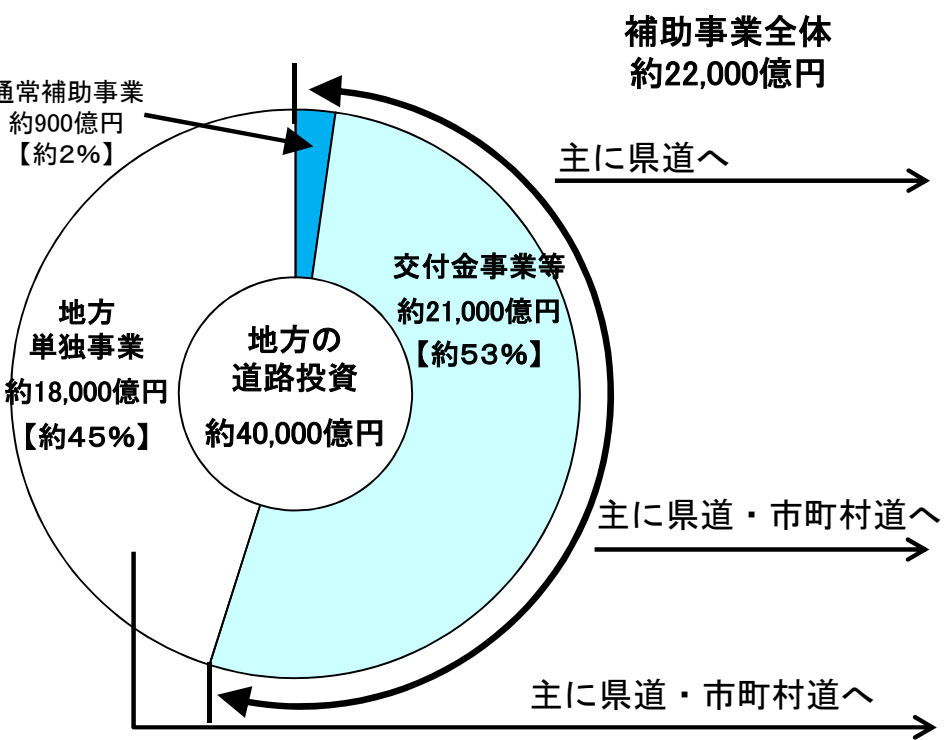
防災・暮らしの安心に資する交付金を一括化して、平成24年度補正予算案において創設

地方単独事業

地方道の整備 補助事業・交付金事業・地方単独事業

- 地方道の整備の半数は、地方単独事業。
- 通常補助事業は、国家的な見地から支援が必要な大規模事業等に限定し、集中的に実施。
- 交付金事業は、地域の課題に対応する複数の道路整備等をパッケージで実施。
個別事業への配分は地方の自由裁量。

地方の道路事業費(平成23年度予算)



【補助事業(通常補助)】

空港・港湾へのアクセス道路など一般国道に準ずるネットワークを形成する事業など、事業規模が大きく個別に厳格な事業評価を実施する必要のある地域高規格道路の整備等に限定して支援



【交付金事業】

地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備等を総合的に支援



【地方単独事業】

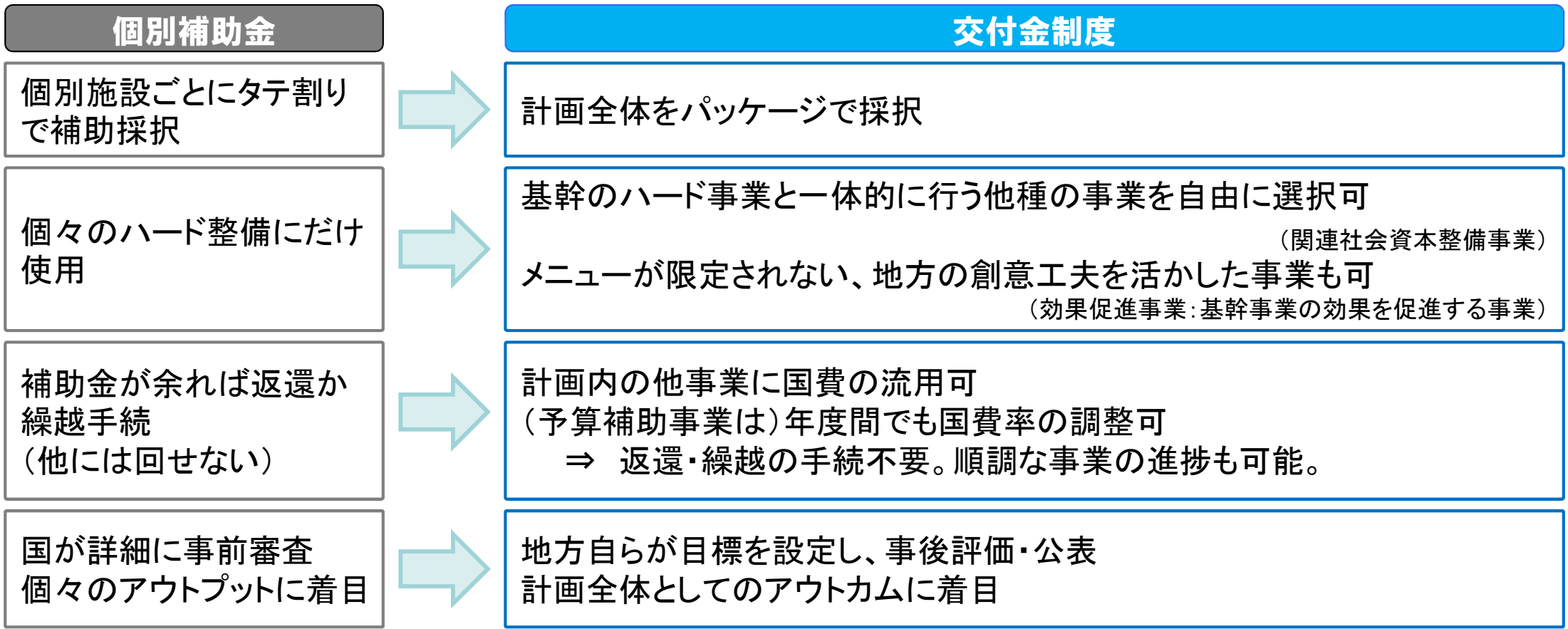
小規模な改築や、部分的な道路幅員の拡幅など、比較的小規模な事業を地方公共団体自ら実施



出典：道路統計年報2013(H23決算ベース)
H23年度道路関係予算概要(H23年1月)

個別補助金と比較した交付金制度の特長

- ◇ 地域が抱える政策課題を自ら抽出して整備計画で明確化
- ◇ 地域が設定した具体的な政策課題の解決のため、トータルで支援
- ◇ 地方公共団体の自由度を高め、使い勝手を向上



防災・安全交付金の特長

個別事業分野にとらわれない事業計画の横串化・大括り化、事業ニーズに対応した重点的配分、効果促進事業の先進事例のリスト化等を通じ、地方自治体の使い勝手をさらに向上

道路の種類と費用負担

	指定区間内国道	指定区間外国道	都道府県道・市町村道
改築	道路法 § 50 2／3	道路法 § 50 1／2 財特法 § 2 7／10の範囲内	道路法 § 56 1／2以内 財特法 § 2 7／10の範囲内
修繕	地方負担規定なし 10／10	道路法 § 56 1／2以内	— 修繕法 § 1・令 § 1 5. 5～7／10

○修繕法制定の経緯

戦後、戦時中に酷使された道路の修繕に全力を挙げるべきとのGHQの要求を踏まえ、昭和23年に修繕法を制定し、地方道の修繕に要する費用について補助規定が設けられた。

昭和27年の新道路法制定の際、修繕法は廃止の予定だったが、地方道の修繕について補助の道を閉ざすことは適当でないとして、衆議院での修正により存続。

道路法（昭和二十七年六月十日法律第百八十号）

（国道の管理に関する費用負担の特例等）

第五十条 国道の新設又は改築に要する費用は、国土交通大臣が当該新設又は改築を行う場合においては国がその三分の二を、都道府県がその三分の一を負担し、都道府県が当該新設又は改築を行う場合においては国及び当該都道府県がそれぞれその二分の一を負担するものとする。

（道路に関する費用の補助）

第五十六条 国は、国土交通大臣の指定する主要な都道府県道若しくは市道を整備するために必要がある場合、第七十七条の規定による道路に関する調査を行うために必要がある場合又は資源の開発、産業の振興、観光その他国の施策上特に道路を整備する必要があると認められる場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該道路の新設又は改築に要する費用についてはその二分の一以内を、道路に関する調査に要する費用についてはその三分の一以内を、指定区間外の国道の修繕に要する費用についてはその二分の一以内を道路管理者に対して、補助することができる。

道路法施行令（昭和二十七年十二月四日政令第四百七十九号）

（道路に関する費用の補助額）

第二十八条 法第五十六条の規定による道路管理者に対する道路の新設、改築若しくは修繕に要する費用又は道路の調査に要する費用に関する補助金の額は、当該費用の額（略）に、同条に定める補助率をそれぞれ乗じて得た額とする。

道路の修繕に関する法律（昭和二十三年十二月二十九日法律第二百八十二号）

第一条 国は、当分の間、地方公共団体に対し、道路（道路法（略）に規定する道路をいい、一般国道を除く。以下同じ。）の修繕に要する費用の一部を補助することができる。
2 前項の補助に関し、必要な事項は、政令で定める。

道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和二十四年三月三十一日政令第六十一号）

第一条 次に掲げる都道府県道等（都道府県道又は市町村道をいう。以下同じ。）の修繕で道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（略）第一条第二項第一号 及び第二号 に掲げる基準に適合し、かつ、国土交通省令で定める要件を満たすものに係る道路の修繕に関する法律（以下「法」という。）第一条第一項 の規定による国の補助金の額は、当該都道府県道等の修繕に要する費用の額（略）に十分の五・五以上十分の七（略）以下の範囲内で当該都道府県道等の修繕を行う地方公共団体の財政力に応じて国土交通省令で定めるところにより算定した割合を乗じて得た額とする。
一 道路法第五十六条 の規定による国土交通大臣の指定を受けた都道府県道又は市道
二 前号に掲げるもののほか、資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる都道府県道等
2 次に掲げる都道府県道等の修繕で国土交通大臣が予算の範囲内においてその工事の計画及び設計を承認したもののうち、前項に規定するもの以外のものに要する費用に係る法第一条第一項 の規定による国の補助金の額は、当該都道府県道等の修繕に要する費用の額（略）に二分の一を乗じて得た額とする。
一 農業、林業、鉱業又は工業のための資源の有効かつ適切な開発及び利用のために必要と認められる都道府県道等
二 市街地内の都道府県道等で自動車による定期的な貨客の運送が行われているもの
三 主要な交通中心地を相互に連絡する都道府県道等
四 前二号に掲げる都道府県道等に対する取付道路である都道府県道等

道路の修繕に関する法律施行規則（平成二十一年四月三十日国土交通省令第三十三号）

（令第一条第一項の国土交通省令で定める要件）
第一条 道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（以下「令」という。）第一条第一項 の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。
一 一定の地域において一体として行われるものであること。
二 重点的、効果的かつ効率的に行われるものであること。

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和三十三年三月三十一日法律第三十四号)

(国の負担又は補助の割合の特例)

第二条 平成二十年度以降十箇年間における地方公共団体に対する道路の舗装その他の改築に関する国の負担又は補助の割合については、道路法(第八十八条を除く。)及び土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)の規定にかかわらず、十分の七(略)の範囲内で、政令で特別の定めをすることができる。

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令

(昭和三十三年三月三十一日法律第三十四号)

(国の負担の割合の特例)

第一条 (略)

2 一般国道の改築(国土交通大臣が行うものを除く。以下同じ。)で次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するもののうち、土地区画整理事業(略)に係るもの以外のものに要する費用について法第二条の政令で定める国の負担の割合は、十分の五・五以上十分の七以下の範囲内で当該一般国道の改築を行う地方公共団体の財政力に応じて国土交通省令で定めるところにより算定した割合とする。

- 一 地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上を図るために必要であり、又は快適な生活環境の確保若しくは地域の活力の創造に資すると認められるものであること。
- 二 公共施設その他の公益的施設の整備、管理若しくは運営に関連して、又は地域の自然的若しくは社会的な特性に即して行われるものであること。
- 三 その他国土交通省令で定める要件を満たすものであること。

3 一般国道の改築で、第一項各号に掲げるもの、前項に規定するもの、次に掲げるもの(第一項又は次条第二項第一号の規定による国土交通大臣の指定を受けた道路に係るものを除く。)及び土地区画整理事業に係るもの以外のものに要する費用について法第二条の政令で定める国の負担の割合は、十分の五・五とする。

- 一 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)による住宅街区整備事業、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)による防災街区整備事業又は道路のみに関する都市計画事業に係る道路の改築
- 二 都市計画において定められた道路で舗装(第一項第四号に該当するものを除く。以下この号において同じ。)がされているもの又は舗装がされている道路に代わるべきものとして設ける道路で都市計画において定められたものについて行う改築(車道の幅員が十三メートル未満の道路について行う改築で当該道路の車線の数に四以上としないものを除く。)

(国の補助の割合の特例)

第二条 次に掲げる都府県道等(都府県道又は市町村道(略)をいう。以下同じ。)の改築で前条第二項第一号及び第二号に掲げる基準に適合し、かつ、国土交通省令で定める要件を満たすもののうち、土地区画整理事業に係るもの以外のものに要する費用について法第二条の政令で定める国の補助の割合は、十分の七以内とする。

- 一 道路法(略)第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた都府県道又は市道
- 二 前号に掲げるもののほか、資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる都府県道等
- 2** 次の各号に掲げる道路のいずれかに該当する都府県道等の改築で、前項に規定するもの、土地区画整理事業に係るもの、少額改築、特例舗装並びに前条第一項第二号及び第五号に掲げるもの以外のものに要する費用について法第二条の政令で定める国の補助の割合は、十分の五・五以内とする。
 - 一 地域社会の中心となる都市(以下この号において「中心都市」という。)とその周辺の地域の市町村(以下この号において「周辺市町村」という。)又は中心都市と密接な関係にある中心都市若しくは高速自動車国道、空港その他の交通施設とを連絡する道路、中心都市及び周辺市町村の区域を循環する道路その他の道路であつて、自動車専用道路、他の道路との交差の方式を立体交差とする道路その他の中心都市及び周辺市町村における安全かつ円滑な交通の確保に特に資する道路として国土交通大臣が指定するもの
 - 二 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第十条に規定する道路

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則 (昭和六十年六月十七日建設省令第七号)

第二条 令第一条第二項第三号の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。

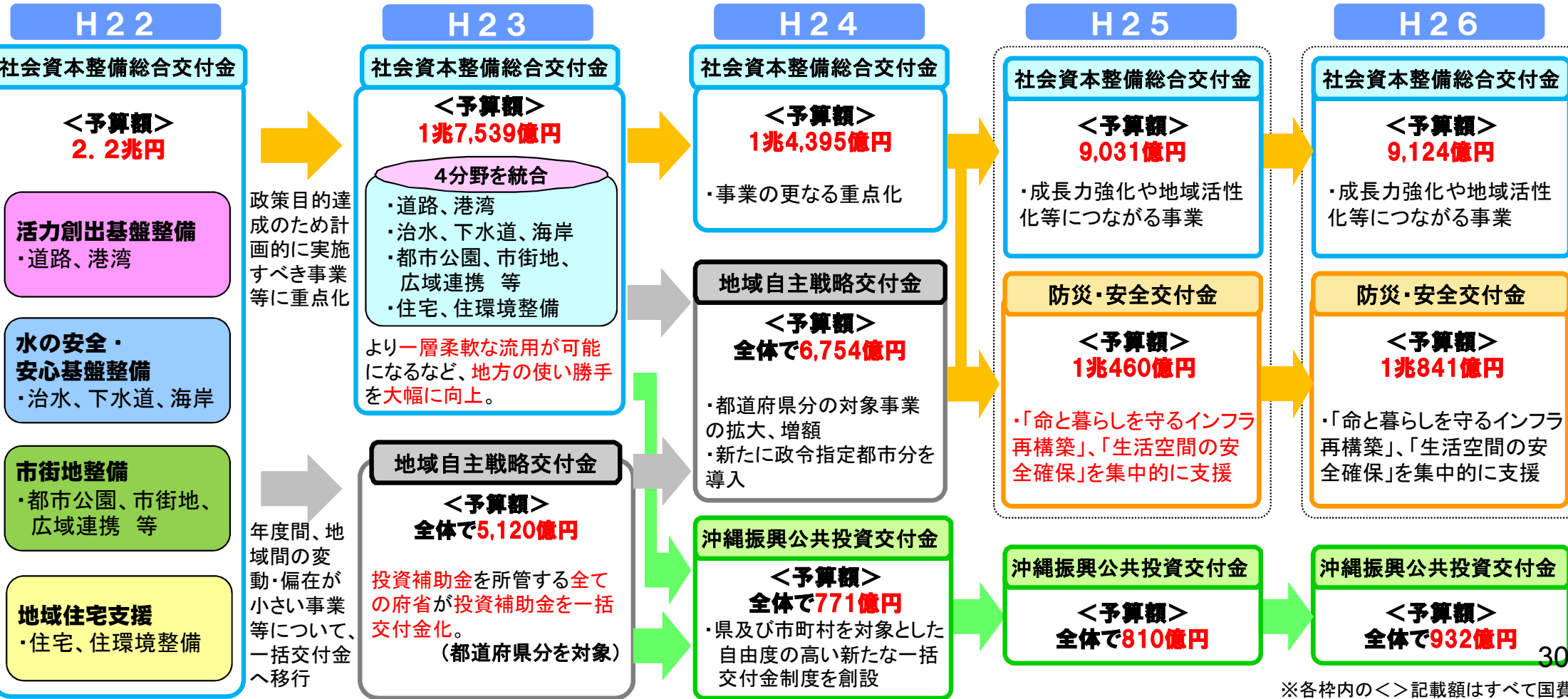
- 一 一定の地域において一体として行われるものであること。
- 二 重点的、効果的かつ効率的に行われるものであること。

(令第二条第一項の国土交通省令で定める要件)

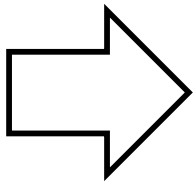
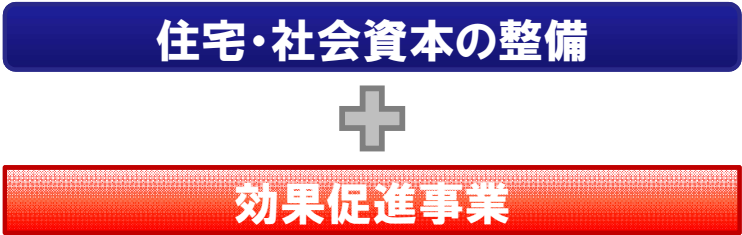
第三条 令第二条第一項の国土交通省令で定める要件は、前条各号に掲げるものとする。

交付金制度の変遷

- 平成22年度に、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として、社会資本整備総合交付金を創設。
- 平成23年度に、基本的に地方が自由に使える一括交付金にするとの方針の下、地域自主戦略交付金を創設。
(内閣府に一括して予算を計上し、各府省の所管にとらわれず、地方自治体が自主的に選択した事業に対して交付金を交付。)
- 平成24年度に、地域自主戦略交付金について、都道府県分の対象事業を拡大・増額。政令指定都市に一括交付金を導入。また、沖縄振興公共投資交付金として県及び市町村を対象とした自由度の高い新たな一括交付金制度を創設。
- 平成25年度以降は、防災・安全交付金によりインフラ再構築(老朽化対策、事前防災・減災対策)及び生活空間の安全確保の取組を集中的に支援するとともに、社会資本整備総合交付金により地域の社会資本整備を総合的に支援(地域自主戦略交付金は廃止)。



社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金の対象事業



整備計画に掲げる
政策目標の達成
(成果指標で事後評価)

住宅・社会資本の整備

基幹事業(社会資本整備総合交付金)

○道路

○港湾

○河川

○砂防

○下水道

○海岸

○広域連携

○都市公園

○市街地

○住宅

○住環境整備

等

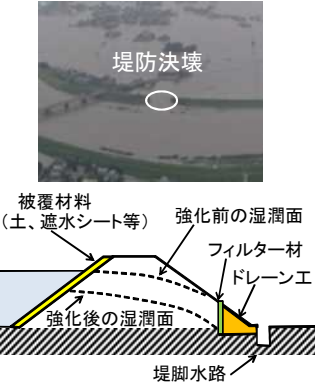
基幹事業(防災・安全交付金)

○防災・減災、安全に資する社会資本整備事業

・インフラ老朽化対策
例) 橋梁・トンネルの補修



・事前防災・減災対策
例) 河川堤防の緊急対策



・生活空間の安全確保
例) 通学路の交通安全対策



例) 電線類地中化



関連社会資本整備事業

基幹事業に関連する

○各種
「社会資本整備事業」
(社会資本整備重点計画法)

○「公的賃貸住宅の整備」

効果促進事業

○計画の目標実現のため基幹事業と一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業・事務

○全体事業費の2割目途

(社会資本整備総合交付金の例)

・アーケードモールの設置・撤去

・観光案内情報板の整備

・社会実験(レンタサイクル、自転車乗り捨てシステム…)

・計画検討(無電柱化、観光振興…)

(防災・安全交付金の例)

・ハザードマップの作成・活用

・ハザードマップの作成・活用

・防災教育、水防訓練、防災訓練、避難訓練の実施

・防犯灯、防犯カメラの整備

等

例) ハザードマップ作成・活用



例) 水防訓練の実施



31

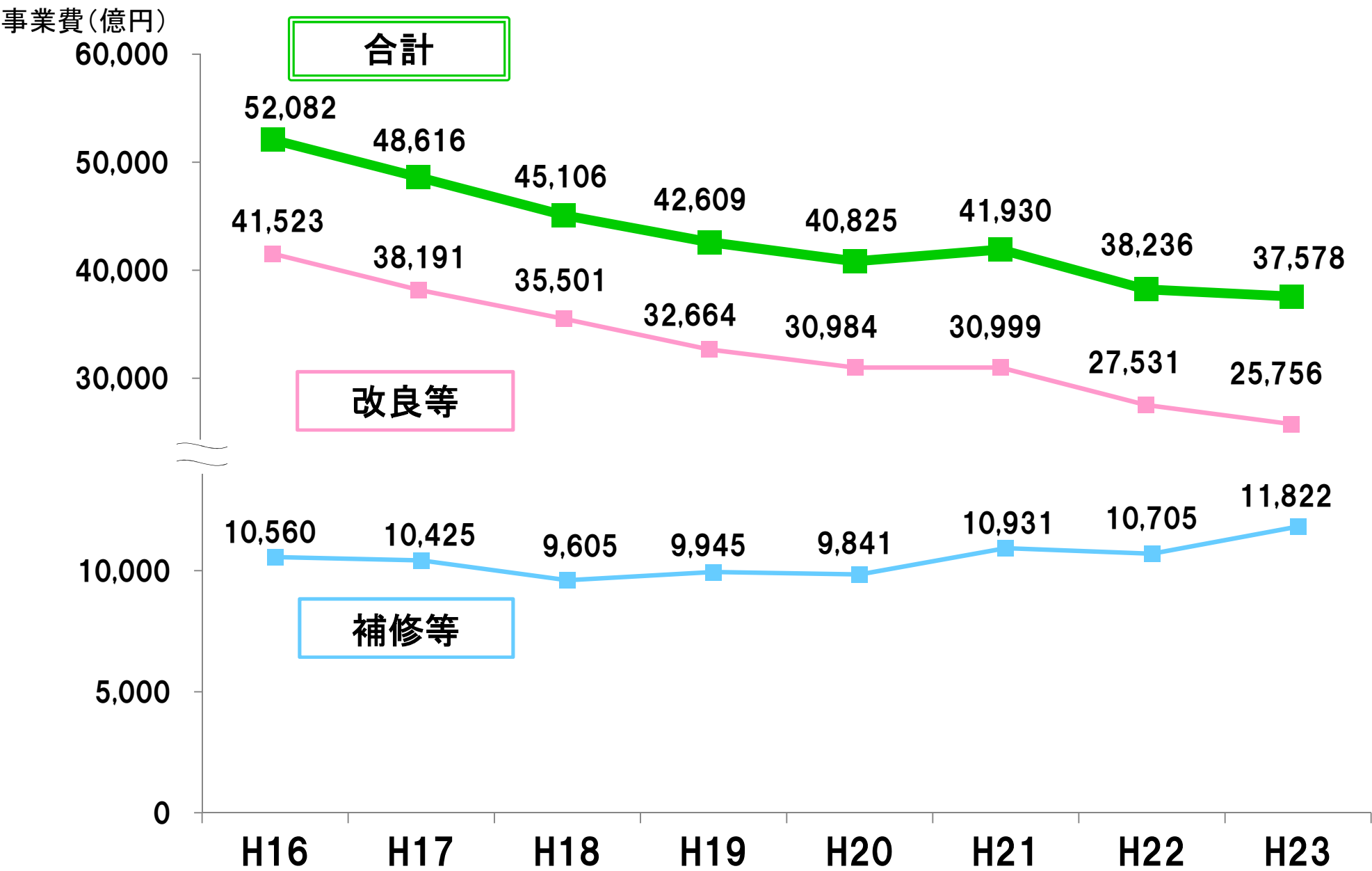
社会資本整備総合交付金等について

平成27年度予算決定概要

	平成26年度 予算額 (億円)	平成27年度 予算案 (億円)	対前年度比
社会資本整備総合交付金等	19,964	19,966	1.00
社会資本整備総合交付金	9,124	9,018	0.99
防災・安全交付金	10,841	10,947	1.01

※四捨五入の関係で計数の和が合わない場合がある。

道路関係事業費の推移(地方)



※「道路統計年報」より集計(決算ベース)
※地方管理道路における「補助」及び「単独」を集計
※改良等…道路改良、橋梁整備、舗装新設
※補修等…橋梁補修、舗装補修、その他修繕、維持

(防災・安全交付金)

- 道路施設の適確な維持修繕の推進
- 通学路の要対策箇所における安全の確保

(社会資本整備総合交付金)

- ICアクセス道路等の整備

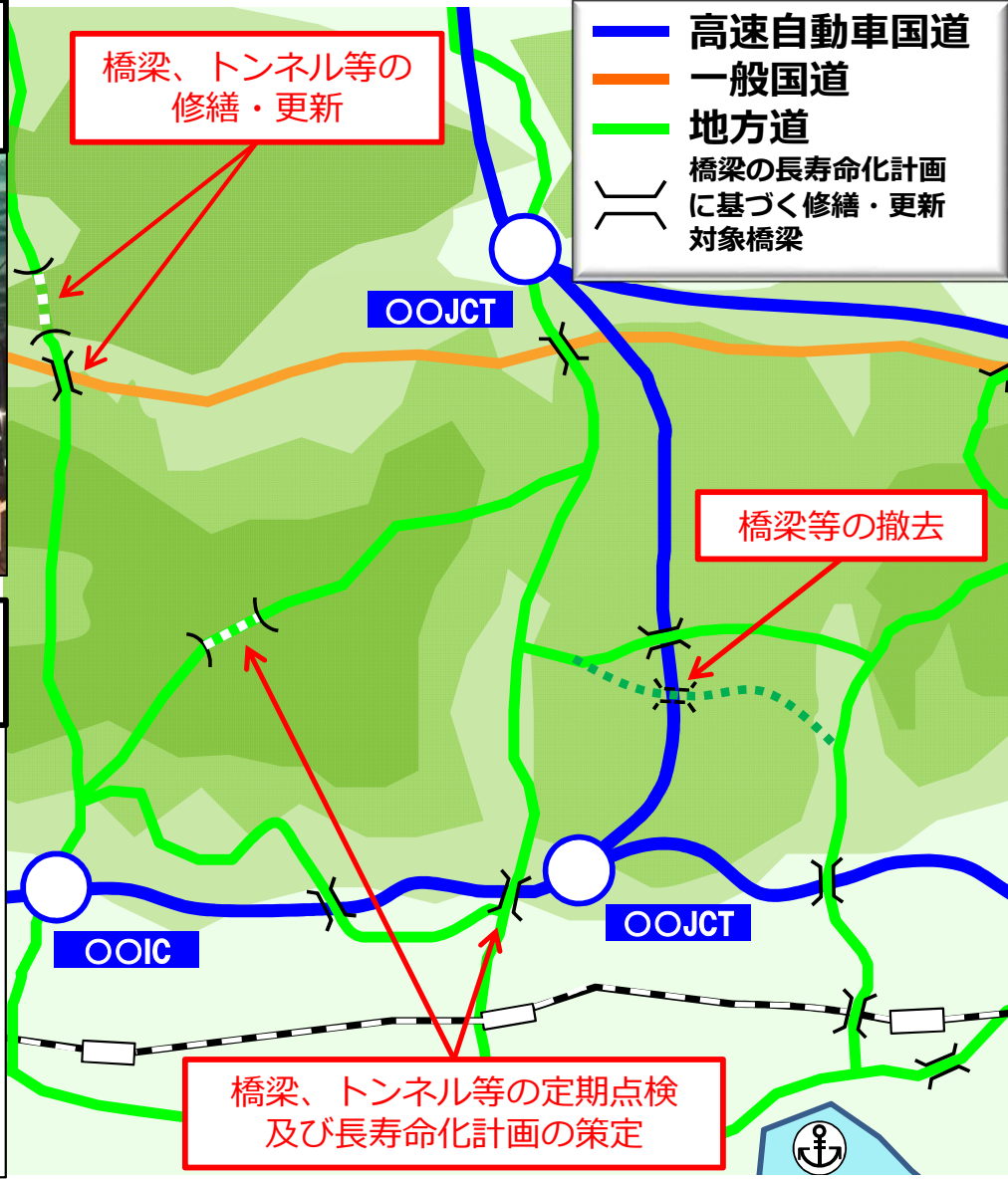
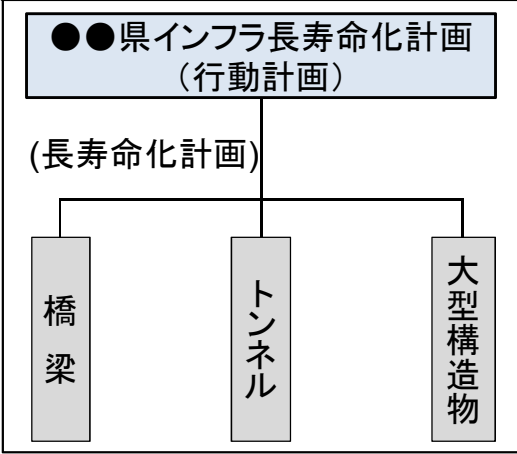
道路事業における防災・安全交付金の重点配分の例（H27概算）

道路施設の適確な維持修繕の推進

道路法施行規則第4条の5の2の規定に基づく
定期点検〔基幹事業〕



長寿命化計画の策定〔基幹事業〕



修繕・更新〔基幹事業〕



橋梁等の撤去〔効果促進事業〕

